

「まち・ひと・しごと創生会議の開催について」及び「まち・ひと・しごと創生本部幹事会の開催について」の一部改正について

〔平成 28 年 4 月 22 日〕
まち・ひと・しごと創生本部決定

- 1 まち・ひと・しごと創生会議の開催について（平成26年12月19日まち・ひと・しごと創生本部決定）の一部を次のように改正する。
「地方創生担当大臣」を「まち・ひと・しごと創生担当大臣」に改める。
- 2 まち・ひと・しごと創生本部幹事会の開催について（平成26年12月19日まち・ひと・しごと創生本部決定）の一部を次のように改正する。
「地方創生担当大臣」を「まち・ひと・しごと創生担当大臣」に、「地方創生を担当する」を「まち・ひと・しごと創生を担当する」に、「内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理」を「内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官」に改める。

まち・ひと・しごと創生会議の開催について

平成 26 年 12 月 19 日
まち・ひと・しごと創生本部決定
平成 28 年 4 月 22 日
一部改正

1. まち・ひと・しごと創生本部の下、人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関する重要事項を調査審議するため、まち・ひと・しごと創生会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 地方まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣官房長官

構成員 内閣総理大臣が指名する国務大臣並びに人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者

3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。
5. 「まち・ひと・しごと創生本部（平成 26 年 9 月 3 日閣議決定）」が廃止されたことに伴い、廃止前の「まち・ひと・しごと創生会議（平成 26 年 9 月 3 日まち・ひと・しごと創生本部長決定）」がこれまで検討した事項等については、会議に引き継がれるものとする。

まち・ひと・しごと創生本部幹事会の開催について

平成 26 年 12 月 19 日
まち・ひと・しごと創生本部決定
平成 28 年 4 月 22 日
一 部 改 正

1. 人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に係る取組を関係府省庁が連携して推進するため、まち・ひと・しごと創生本部幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。
2. 幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加又は関係者の出席を求めることができる。
座 長 地方まち・ひと・しごと創生担当大臣
座長代理 地方まち・ひと・しごと創生を担当する大臣を補佐する内閣府副大臣、内閣官房副長官（事務）
副 座 長 地方まち・ひと・しごと創生を担当する大臣を補佐する内閣府大臣政務官、内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生並びに健康・医療に関する成長戦略担当）、内閣官房副長官補（内政担当）
構 成 員 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理地方創生総括官、内閣府事務次官、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、復興庁事務次官、総務事務次官、法務事務次官、外務事務次官、財務事務次官、文部科学事務次官、厚生労働事務次官、農林水産事務次官、経済産業事務次官、国土交通事務次官、環境事務次官、防衛事務次官
3. 幹事会の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。
5. 「まち・ひと・しごと創生本部（平成 26 年 9 月 3 日閣議決定）」が廃止されたことに伴い、廃止前の「まち・ひと・しごと創生本部幹事会（平成 26 年 9 月 5 日まち・ひと・しごと創生本部長決定）」がこれまで検討した事項等については、幹事会に引き継がれるものとする。